

千代田区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 9 月 9 日

千 代 田 区 長           樋     口     高     顕

千代田区規則第44号

千代田区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

千代田区児童育成手当条例施行規則（昭和46年千代田区規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「366万1,000円」を「375万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第 3 条の規定は、令和 8 年 6 月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。